イ　（略）	イ　（略）
⑸・⑹　（略）	⑸・⑹　（略）
3　（略）	3　（略）
4　入札の結果の公表	4　入札の結果の公表
（略）	（略）
⑴　入札の結果	⑴　入札の結果
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
（削る）	エ　バイオマス発電設備にあっては、入札された設備の入札バイオマス比率考慮後出力の合計
⑵　落札の結果	⑵　落札の結果
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）
（削る）	エ　バイオマス発電設備にあっては、落札に係るバイオマス発電設備の入札バイオマス比率及び入札バイオマス比率考慮後出力
第７　落札者決定の取消し等	第７　落札者決定の取消し等
1　落札者決定の取消事由	1　落札者決定の取消事由
（略）	（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあっては、入札バイオマス比率考慮後出力）を20％以上減少させたこと（バイオマス発電設備であって、バイオマス燃料の供給に係る設備の故障により入札対象区分等に係るバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、連続する２年間に満たない範囲で当該入札バイオマス比率考慮後出力が20％以上減少する場合を除く。）。
⑶～⑹　（略）	⑶～⑹　（略）
（削る）	⑺　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。
	ア　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40％以上減少させる変更
	イ　当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。）
	ウ　調達上限比率を増加させる変更
	エ　当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあっては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあっては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20％以上である場合に限る。）
⑺～⑮　（略）	⑻～⑯　（略）
2　（略）	2　（略）